



平成 30 年 7 月 5 日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社  
代表者名 代表取締役会長 豊田 昌洋  
(コード番号 4088 東証第一部・札証)  
問合せ先 社長室広報・IR 部長 井上 喜久栄  
(TEL 06 - 6252 - 3966)

## 新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条第 1 項、会社法第 238 条第 1 項および第 2 項ならびに会社法第 240 条第 1 項の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）18 名に対し、株式報酬型ストックオプション（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権）を発行いたします。

#### II. 新株予約権の発行要領

##### 1. 募集新株予約権の名称

エア・ウォーター株式会社第 12 回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

##### 2. 募集新株予約権の総数

4 6 3 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

### 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、募集新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、募集新株予約権の割当日後、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合など、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、合理的な範囲内で必要と認める調整を行うものとする。

### 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年8月2日から平成50年8月1日まで

### 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 8. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権の全部を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記 5. の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から 5 年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の①または②に定める場合（ただし、②については、上記 9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成 49 年 8 月 1 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成 49 年 8 月 2 日から平成 50 年 8 月 1 日まで

② 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から 15 日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで

$$d = \frac{\ln \left( \frac{S}{X} \right) + \left( r - q + \frac{\sigma^2}{2} \right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

(1) 1 株当たりのオプション価格 (C)

(2) 株価 (S) : 平成 30 年 8 月 1 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格 (X) : 1 円

(4) 予想残存期間 (T) : 10 年

(5) ボラティリティ (σ) : 10 年間（平成 20 年 8 月 2 日から平成 30 年 8 月 1 日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り ( $q$ ) : 1株当たりの配当金(平成29年9月中間期および平成30年3月期末の配当実績) ÷ 上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数 ( $N(\cdot)$ )

なお、上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、当社は、募集新株予約権の割当の対象者である取締役に対し、当該金額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社に対する報酬請求権と募集新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成30年8月1日

14. 募集新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日

平成30年8月1日

15. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部(またはその時々における当該業務担当部署)

16. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社大阪本店(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

17. 募集新株予約権の割当の対象者

当社の取締役(社外取締役を除く)18名

以上